



### (3) 動物相

#### ア 哺乳類

事業対象地を含む小又峡一体における動物相調査においては、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等13種の中・大型哺乳類とホンシュウモモンガ、アカネズミ等6種の小型哺乳類が分布するとされている(図2-4)。また、平成15年にノロ川流域で行われたコウモリ調査においては、ユビナガコウモリ、ウサギコウモリ等5種のコウモリの分布が確認されている。<sup>4)</sup>

#### イ 鳥類

事業対象地ではモズ、ウグイス、ホオジロ、ヒヨドリ、キセキレイ、ムクドリなどが確認されている。また、伐採初期においてはクマゲラの飛来も確認されている。森吉山鳥獣保護区特別保護地区の昭和58年から平成11年までの17年間のラインセンサスにおいては、30科85種の鳥類が確認されている。クマゲラに関しては後述する。<sup>5)</sup>

#### ウ 両生・爬虫類

事業対象地及びその周辺に分布する両生・爬虫類としては、カジカガエル、トウホクサンショウウオ等両生類8種、シマヘビ、ジムグリ等爬虫類4種が確認されている。<sup>4)</sup>

#### エ 淡水魚類

事業対象地及びその周辺に分布する淡水魚類としては、イワナ、ウグイ類、カジカ類が確認されている。<sup>4)</sup>

#### オ 昆虫類

事業対象地及びその周辺に分布する昆虫類としては、ヨコヤマヒゲナガカミキリ、ホソヒメクロオサムシ、ヒメギフチョウ等109種が確認されている。<sup>4)</sup>

#### カ クマゲラについて

クマゲラはユーラシア大陸と日本に分布するキツツキ科の鳥類である。日本に分布するキツツキ科鳥類としては最大の大きさ(全長45cm)で、北海道、秋田、岩手、青森において分布が確認されている。分布が局限されていることから、天然記念物に指定されるとともに、環境省版レッドデータブック絶滅危惧II類、秋田県版レッドデータブック絶滅危惧種IA類とされている。本州における分布に関しては、江戸時代の文献において宮城県などに生息していたことが伺えるが、成体の情報においては昭和9年の八幡平での捕獲以降、長らく確認されてなかった。昭和48年に事業対象地北の太平湖において目撃例が報告され、昭和50年に事業対象地において写真撮影され生息が初めて正式に確認された。さらに昭和53年には事業対象地に隣接するノロ川流域において本州初の繁殖が確認された。その間の調査

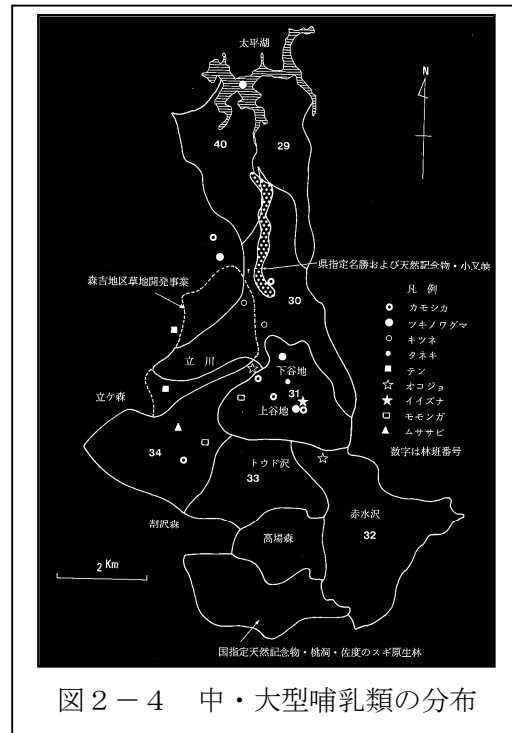


図2-4 中・大型哺乳類の分布

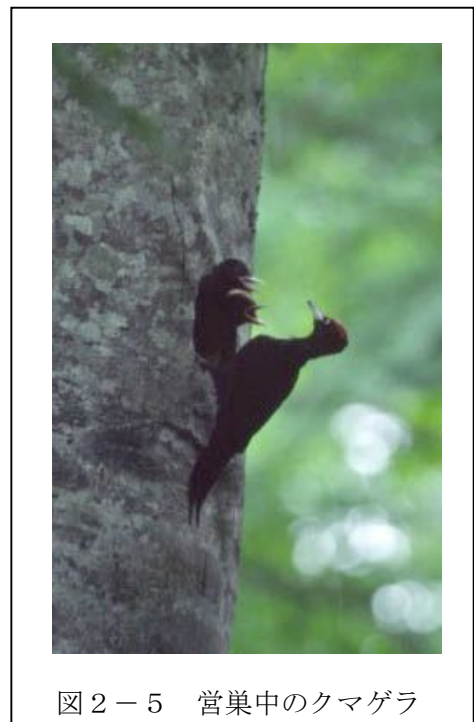


図2-5 営巣中のクマゲラ

において、営巣木、ねぐら木が確認され、ノロ川流域の広葉樹林がクマゲラの生息に重要な地域であることが明らかになった。<sup>6) 7)</sup> その後、ノロ川流域において不連続でクマゲラの繁殖が確認されているが、過去3年は繁殖が確認されず、生息環境としての面積の不十分さなどが懸念されている。

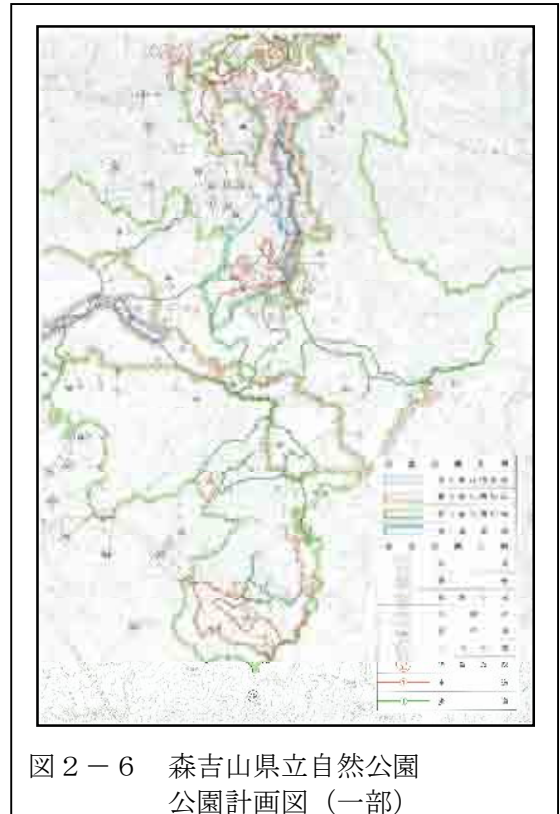
クマゲラは営巣木、ねぐら木にブナの大径木を利用すると共に、採餌にはブナの枯損木も利用することが明らかになっている。また、一番（つが）いが生息するためには約1,000haの広葉樹林が必要とされ<sup>8)</sup>、種の存続のためには広大な広葉樹の持続的な保全が不可欠である。

#### (4) 地域指定

##### ア 県立自然公園

森吉山西部の山麓部から柴倉岳、太平洋から幸兵衛滝周辺に至る14,586haは森吉山県立自然公園に指定されている(図2-6)。このうち、第1種特別区域は412ha、第2種特別地域は2,804ha、第3種特別地域は11,370ha、普通地区は628haとなっている。事業対象地は全域が普通地区となっている。秋田県立自然公園条例においては、普通地域内において建築物の新築、改築、増築、鉱物の掘採、土石の採取、土地の形状の変更などのうち一定規模以上のもものは、県知事への届出要件となっている。なお、普通地区内においては木竹の伐採や植栽、播種などの行為は不要許可行為となっている。

森吉山県立自然公園計画において当地区内に公園計画(保護施設計画)上、自然再生施設が位置付けられており、県による公園事業決定がなされれば再生事業は不要届出行為として取り扱われる。





イ 国指定鳥獣保護区

昭和 48 年に事業対象地の北部の米代東部森林管理署 1027、1030、1040 林班を含む 2,122ha が国設太平湖鳥獣保護区に指定されている。昭和 52 年森吉山鳥獣保護区に名称が変更されると共に、鳥獣保護区の拡大が行われている。昭和 58 年にクマガラの営巣中心域が鳥獣保護区特別保護地区に指定され、平成 5 年には特別保護地区の区域拡大が行われている。また、平成 15 年には事業対象地が鳥獣保護区に区域拡大されている。現在国指定森吉山鳥獣保護区の面積は 6,616ha、内特別保護地区は 1,573ha となっている（図 2-7）。鳥獣保護区内では狩猟が禁止されるとともに、特別保護地区内では建築物の新築、改築、増築、水面の埋め立て、干拓、木竹の伐採などが環境大臣の許可要件となっている。国指定森吉山鳥獣保護区指定計画書においては、事業対象地について「樹林帯を中心に広葉樹を中心とした森林の造成を行うこと等により、クマガラの生息に適した環境を拡大し、より適切な保全を図る」としている。

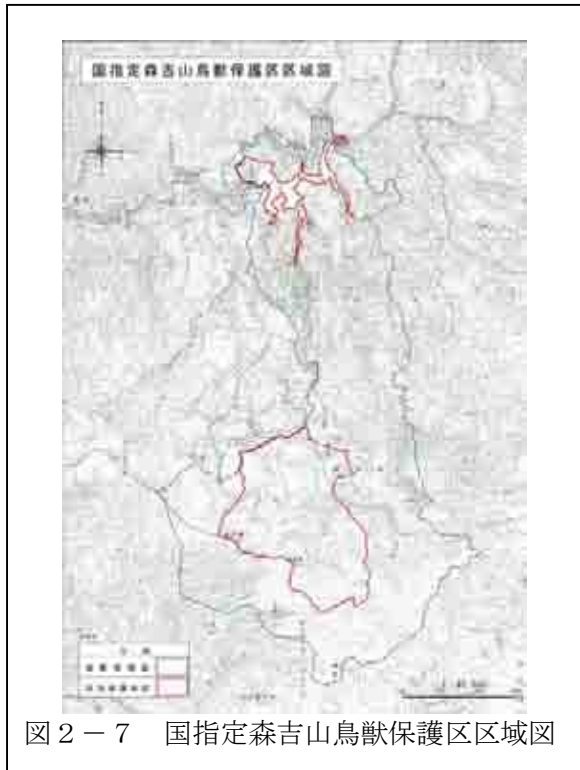


図 2-7 国指定森吉山鳥獣保護区区域図

ウ 土地所有

事業対象地の森吉山麓高原 1-1 は県有地となっている（図 2-8）。森吉山麓高原 1-2 及び 1-3 は環境省野生鳥獣センター建設に伴い、国（環境省）に売却されている。各地番の面積は次のとおりである。

- 森吉山麓高原 1 番 1  
4,876,906.91m<sup>2</sup>  
県有地（第 2 種特別地域約 16ha  
普通地域約 471.6ha）
- 森吉山麓高原 1 番 2  
134,208.12 m<sup>2</sup>  
国有地（第 2 種特別地域約 3.8ha  
普通地域約 9.6ha）
- 森吉山麓高原 1 番 3  
42,426.17 m<sup>2</sup>  
国有地（普通地域約 4.2ha）

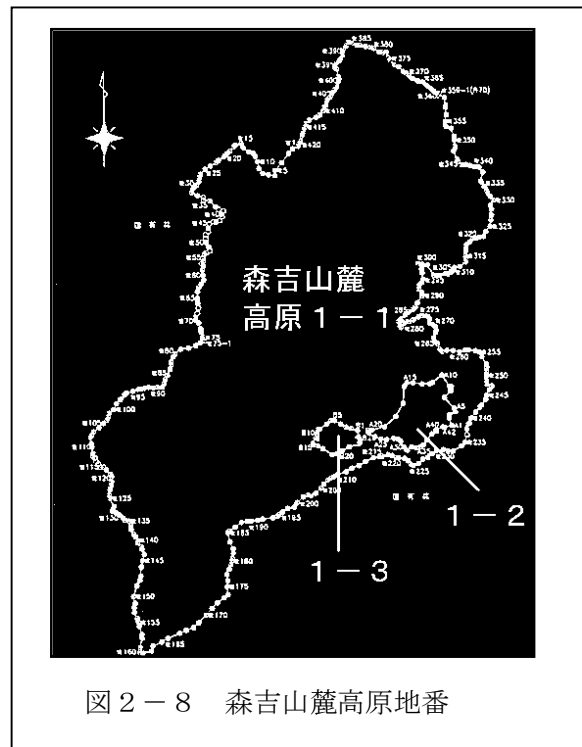


図 2-8 森吉山麓高原地番

(5) 土地利用

ア 奥森吉青少年野外活動基地

第12回日本ジャンボリーに先駆けて、平成7年から平成9年にかけて、奥森吉の自然環境を生かし、自然保護・環境教育や野外活動を通じて、自然とふれあい、自然と共生できる場として奥森吉青少年野外活動基地が整備されている。青少年野外活動センター、親子キャンプ場等が整備されている。平成10年のジャンボリーでは約2万7千人が利用した。日本ジャンボリーの他にも平成12年に第11回緑の少年団全国大会などが行われている。主要な整備箇所が図中2-9中ではピンク色で示されている。

イ 環境省森吉山野生鳥獣センター

森吉山野生鳥獣センターは、貴重な野生鳥獣とその生息環境の保全を目的に、奥森吉を訪れた人に野生鳥獣とのふれあい方や多様な生態系に関する情報を発信するために、平成16年に開館した。ここでは森吉山の環境と生物についての展示を行うとともに、月1回程度の自然観察会を行っている。

ウ 牧場利用

事業対象地のうち、北側38.43haと南側46.93haが現在(H17)牧場用地として利用されている。牧場用地は図2-9中ではオレンジ色で示されている。

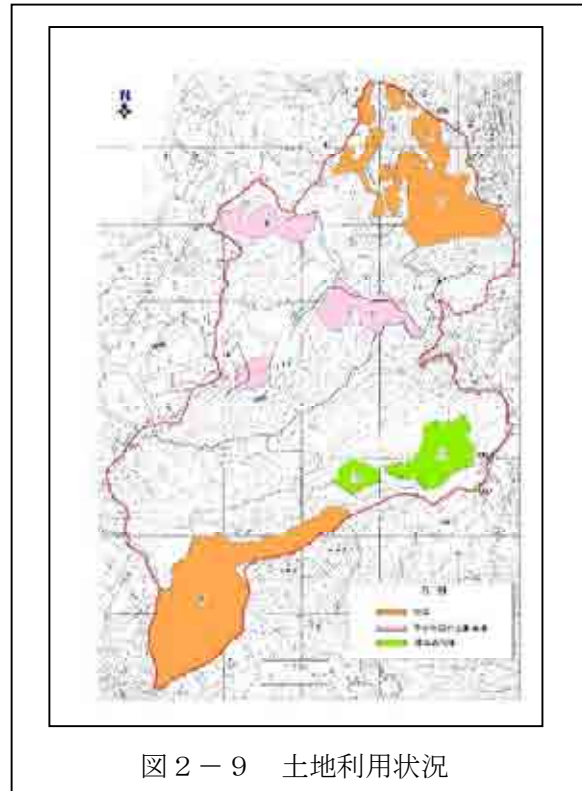


図2-9 土地利用状況